

**令和6年度 第5回文京区子ども・子育て会議
及び文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 要点記録**

日時 令和7年1月21日（火）午後6時30分から午後8時28分まで
場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - （1） 子育て支援計画支援の策定について
 - ア 子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会等の結果について【資料第1－1号】
 - イ 子育て支援計画（最終案）について【資料第1－2号】
 - （2） （仮称）こどもの権利に関する条例の制定について
 - ア （仮称）こどもの権利に関する条例（素案）等に【資料第2－1号】について
 - イ 今後のスケジュールについて【資料第2－2号】
 - （3） 若者支援に関する取組状況について【資料第3号】
- 3 その他
- 4 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、乾 愛 委員、河合 直子 委員、篠原 朝子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、佐々木 妙子 委員、大坪 沙友里 委員、高橋 誉則 委員、大野 高裕 委員、五十嵐 悠紀 委員、西 智之 委員、塚本 千尋 委員、石樵 さゆり 部会員、杉本 謙 校長、田島 佳子 校長、安藤 尚徳 弁護士、磯崎 奈保子 弁護士、井利 由利 様

欠席者

秋葉 園江 委員、久保 知子 委員、那須 晴吾 部会員、稲村 紘志郎 部会員

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所開設準備担当部長（オンライン出席）、横山企画課長、木村福祉政策課長、渡部生活福祉課長、篠原子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所開設準備室長（オンライン出席）

出席）大塚保健サービスセンター所長、熱田教育総務課長、中川学務課長、山岸教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長

欠席者

吉田教育推進部長、永尾障害福祉課長

<傍聴者>

4名

子育て支援課長：それでは定刻になりましたので、これより令和6年度第5回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。

私は、文京区子ども家庭部子育て支援課長の篠原と申します。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

今回もオンラインを併用した開催となりますので、よろしくお願いいたします。

議題に入る前に、事務局より本日のご出席者につきまして、ご案内いたします。

前回に引き続きまして、本日の議題にあります（仮称）こどもの権利に関する条例の制定の審議に伴い、文京区子ども・子育て会議条例第7条に基づきまして、杉本様、田島様、安藤様、磯崎様の4名の方にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

また、若者支援の検討に伴いまして、前回に引き続き文京区青少年福祉推進協議会設置要綱第8条に基づきまして、青少年健康センター茗荷谷クラブより井利様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に会議資料の確認でございます。事前に配付しておりますのは、次第、資料第1－1号から資料第3号、参考資料1を郵送またはメールにてお届けしております。また、本日会場にいらっしゃる方に限りまして、座席表と、後ほどご説明します若者調査のチラシ、あと文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図の差替分をお手元にお渡ししております。またオレンジ色の冊子であります令和2年度から令和6年度の子育て支援計画、ピンク色の子どもの貧困対策計画の追補版、最後にオレンジ色の子ども・子育て支援に関する実態調査報告書（令和6年3月）を席上配付してございます。

資料は全てございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の出欠状況でございます。

ご欠席の旨、ご連絡をいただいております委員の方々ですが、東京商工会議所文京支部、秋葉委員、連合東京都連合会西北地協文京地区協議会、久保委員、文京区青少年委員会、那須部会員のお三方でございます。また、遅れてご出席の旨、ご連絡をいただいております委員は、文京区民生委員・児童

委員協議会 弘世委員です。そのほかまだお見えになられていない方におかれましては間もなくいらっしゃるものと思われまます。

また、区側の幹事につきましては、吉田教育推進部長、永尾障害福祉課長が欠席となっております。なお、児童相談所開設準備室が本年4月に開設する文京区児童相談所に移転しましたため、本日区側の幹事、栗山児童相談所開設担当部長と佐藤児童相談所開設事務室長がオンラインにて出席しておりますので、ご了承ください。

以上よろしく願いいたします。

次に、毎回のことでございますが、ご発言する際には、初めに所属団体名とお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。また、お手元のマイクのボタンを押してご発言をお願いいたします。Zoomでご参加の方は、発言する際には手を挙げていただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長をお願いいたします。遠藤会長、よろしくお願いいたします。

遠藤会長：皆さん、こんばんは。本日は遅い時間にもかかわらず、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、年が新たまりまして、本年も何とぞよろしくお願いいたします。と同時に今回が今年度の最終回ということになりますので、本日も忌憚のないご意見を多数頂戴できればというふうに切に願うところでございます。

それでは本日の審議に入ります。

本日の会議は次第のとおり、議題が3件ございます。会議につきましては、2時間程度、20時30分の閉会を予定しておりますので、皆様、進行のほうにご協力をお願いいたします。

初めに、議題（1）子育て支援計画の策定についてです。

10月の会議で審議いたしました中間のまとめについて、文京区では12月からパブリックコメントなどを実施し、そこで出された意見などを踏まえて最終案を策定し、今回お示しするものでございます。初めにパブリックコメントなどの結果をご報告いただき、その上で最終案の説明をしていただきます。この議題に関する資料は第1－1号と1－2号となります。

それでは、篠原子育て支援課長より、二つの資料につきまして、続けてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ありがとうございます。子育て支援課長の篠原です。よろしくお願い致します。

お手元資料の資料第1－1号をご覧ください。

前回の会議でもご説明しましたとおり、この中間のまとめの審議を経ました後、12月6日から1月6日にかけて1か月間、パブリックコメント及び区民説明会を実施し、区民の方々から多数のご意見を頂戴しました。また、お子さんからの意見を聴取するために中間のまとめの子ども向けの資料を作成しまして、区立小・中学校の児童・生徒が利用するポータルタブレット端末を使いまして、子どもからの意見を聴取しました。お手元の資料第1－1号

の表書きの部分のところで、募集結果がこちらにお示しのとおりでございます。また区民説明会でございますが、2日に分けて実施したわけでございますが、参加の方々は1回目が3人、2回目が2人ということで、参加人数3人の方、お一人はお子さんだったのですが、人数が少ないということで、今後パブリックコメント、また区民説明会の説明の在り方については検討課題かなと考えてございます。

また、3番目にございます、子ども向け資料に関する意見等の聴取につきましても、同様に同じ時期で取りまして、161人の方から161件の意見と感想をいただきました。

その区の見解を含めまして、その次のページ、2ページ目以降にパブリックコメントと区民の方々の意見を全て掲載してございます。時間がない中、先にメール等でお送りしているかと思いますが、その部分、全て説明をしますと大変ですので、割愛いたしますので、内容等ご確認いただければと思います。それぞれのご意見に対して区の見解をお示しする形で出してございます。

続きまして、資料第1－2号をご覧ください。

これまで子ども・子育て会議、パブリックコメント、また議会等でのご意見を経まして、様々なご意見をいただいた上で最終案をまとめましたので、そのご報告をいたします。

まず資料第1－2号の次の横長の物を見ていただきたいのですが、中間のまとめからの主な変更点を表にしてございます。これに沿いまして、少し我々のほうでご説明したいことを十二、三個ほどご説明したいと思います。

まずお手元の資料の今回大幅に変えたところだけお示ししたいと思いますので、ページ数を順番に言っていきますので、ご確認くださいませよう願います。

まず4ページ目、PDFの方々はPDFの下の中央にあるページ数をご覧ください。ページの下番号の4ページ目をご覧ください。

ここの上段の部分の上から4行目、5行目のところに子ども月間の記述を記載してございます。また、次のパラグラフの中段以降にご意見をいただきました在住外国人人口の傾向、あるいはその取組の必要性について、若干ではございますが、記載してございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。差替え版がお手元にあるかと思しますので、ご覧いただければと思います。

区の組織図、子育て支援体制図をお示ししておりますが、こちら令和7年4月時点の組織を基に作成しているという注釈を付け加えるとともに、15ページ目の一番右側にあります関係機関のところに青少年委員のお名前を入れさせていただいております。よろしいでしょうか。

次に24ページ目をご覧ください。パブリックコメントのご意見としまして、この25ページ以降にお示しするデータ等につきまして、もう少し丁寧な説明が欲しいということと、あと一言コメントをそれぞれ白抜きで入れているわ

けですが、このことについて「見れば分かるではないか」というご意見をいただきましたので、その意図についてのご説明を24ページにしております。全てを見て理解できない方もいらっしゃるということで、この表から見てとれることを一言コメントに載せましたということで、その注釈をつけてございます。

次に28ページをご覧ください。28ページの合計特殊出生率と出生数の推移ですが、令和5年の最新の数値が出ておりますので、これをお示ししております。出生数についても同様です。

次の29ページをご覧ください。この有配偶出生率の推移ですが、こちらも「これをなぜ載せるのか」というご意見もいただきましたので、ここを見てお分かりのとおり、東京都と全国平均ですと、決して0.99という東京都の合計特殊出生率にかかわらず、有配偶出生率については全国とさほど平均が変わらないということ。文京区は1.12という合計特殊出生率であります。有配偶出生率を見ると84.4という高い数字が出ておりまして、一概に合計特殊出生率が低い高いということだけで少子化が進んでいると言い切れないところも含めてのニュアンスを説明文にも追記してございます。

続きまして、少しページ飛びまして、45ページをご覧ください。45ページには子育てをする上での不安や悩みという記述がございしますが、ここについては、子どもの発達や健康等に関する不安や悩みを抱える保護者が一定数いるということもきちんと記述してほしいというご意見をいただきましたので、その旨を記載してございます。

次に59ページをご覧ください。59ページの第4章、主要項目及びその方向性の一番下の4の行政手続のデジタル化とDXの推進ということで、ここに関するDXの具体的な実現をかなり丁寧に書いたほうがいいというご意見をいただきましたので、この文書を少し改訂してございます。また、「DX化」とありますのは「DX」に修正してございます。

次に63ページをご覧ください。これはまたいずれお示しすることがあるかと思いますが、最初の組織横断的な連携体制の、最後の文章です。また全ての妊産婦、子育て世帯から子ども家庭支援センター機能を整備しますというところまで、この児童福祉法の改正に基づきまして、区でも母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談支援を行う子ども家庭支援センター機能を整備しますので、その旨を明確に記述してございます。

またページ飛びまして、第5章の104ページをご覧ください。第5章は具体的な計画事業の記述を記載してございますが、104ページの一番上段の3-2-1、中高生の居場所の確保につきましては、b-lab等の整備ということで確保ということではございますが、これとまた別に事業概要の上段に「インキュベーションオフィス「GROWTH（グロース）文京飯田橋」等に関連したスタートアップ企業と連携して中高生専用の居場所事業を実施するなど」という記述がございします。これは区が新しく取り組む事業としまして、ここに記載させていただきました。もしこのことについて、ご質問があれば、後ほど所

管課長が回答いたします。

また5か年の計画事業量につきましても、中段以降、今b-labは1か所ですが、さらに旧大塚地域活動センター跡地に区内2か所目となる青少年プラザを建設し、中高生の活動の場のさらなる拡充を図ります、以降の文章を追記、記載してございます。

そして、軽微な修正は飛ばさせていただいて、153ページ以降です。第6章の実際の子ども・子育て支援事業の第6章以降ですが、153ページの(3)番です。量の見込み(ニーズ量)の算定及び確保方策についての下に関連事業としまして、何を示すかということを追記いたしました。

そして、また少し飛びまして、そのような関連事業というところを一部追記しておりまして、168ページの(14)番の子育て世帯訪問支援事業ということで、ここの確保方策の考え方のところに関連事業を掲載してございます。こういった関連事業をすることによって、それぞれの各事業の連携度合いが見てとれるかと思えます。同じように169ページの(15)番の親子関係形成支援事業においても、確保方策の考え方の一番下に関連事業としまして二つの事業を掲載してございます。

続いて、今回一番大きく記述を改めたところでございますので、170ページから171ページにかけてです。まず(16)番目の児童育成支援拠点事業です。子どもの居場所がない児童等に対して居場所の開設を行うということですが、具体的にこの現状及び取組の方向性において、一番下の文章です。本計画期間内に実施しますということで、この拠点は区ではこの計画期間内に最低1か所以上はつくるといって言い切っております。言い切るというか実施しますよということです。

(17)番目の産後ケア事業においてもニーズ量等を具体的に書かさせていただきまして、このような記述に修正いたしました。

171ページの(18)番、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)ですが、こちら制度の詳細がまだ国から出ておらず不明のため、現状はニーズ量を示しておりますが、現在の文章表現でいき、今後中間年度の見直し等においてニーズ量の把握に努めてまいりたいと思えます。

(19)番目の妊婦等包括相談支援事業においても、具体的なニーズ量等をお示ししまして、このような記載としてございます。

長くなりましたが、ここまでが子育て支援計画の最終案でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいま子育て支援計画最終案についてご説明をいただきました。区民の方からは非常に多岐にわたり様々なパブリックコメントをお寄せいただきまして、まず非常に分厚い資料にお目通しをいただき、微に入り細にわたり、様々なご意見を頂戴できたということ、本当の驚きとともに感動を覚えるものでございましたが、それを反映して、今回修正いただいたことについて、今ご説明いただいたわけでございますけれども、こちらにつきまして、ご意

見を頂戴できればというふうに思います。

ご意見等お持ちの方は、まず会場にいらっしゃる委員の方、そして、その後オンラインでご出席の委員の方の順番でご発言をお願いしたいと思います。

それではご意見、あるいはご質問等いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

篠原委員：子ども・子育て会議区民委員の篠原です。今年もよろしくお願いいたします。

まずはパブリックコメントに一つ一つご回答をお疲れさまでしたと思っております。1個ずつ3点申し上げたいと思います。

まず子育て支援計画、59ページ、DXのところ、一番下のところ、ICTと単語が出ているのが、ここだけ3文字略語の注釈がなかったので、何だったかなと読み進めていて思いました。

104ページの改訂箇所等々についてなのですけれども、せっかくいい事業を紹介していただいて、これを見てそれを知る人もたくさんいると思います。ご提案なのですけれども、b-labとかAQUABASEとかというのは事業の名前になるので、括弧を少し変わったものにしていただけると、多分注釈的な補足を書いているのか、それとも事業としての単語なのか固有名詞なのかというのが分かりやすくいいのかなと個人的に思ったので一言入れさせていただきます。

3点目、170ページの産後ケア事業についてなのですけれども、つまりはニーズ量に合わせて確保するというを言いたいから確保方針の数値がニーズ量に合わせた数字になっていると思うのですけれども、例えば(19)のほうですと、数値での記載はないかなと思っています。どうしてここだけニーズ量に合わせた数値を入れたのかなと疑問に思いました。正直なくてもいいのではと思っております。以上です。

コメントをいただきたいというよりは、一意見として受け取っていただければ構いませんので、これにて失礼します。

子育て支援課長：そうおっしゃっていただきましたが、いただいたものについては全て修正ができるようにいたします。ただICTは17ページに注釈があるのですが、かなり離れていますので、この分は追記して表現したいと思います。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしくお願いいたします。

秋山委員：子ども・子育て会議区民委員の秋山です。今年もよろしくお願いいたします。

私もこのパブリックコメントを一つずつ丁寧に回答されて、すごいなと。特に1月6日で締め切って、今日こうやってお出しいただいているのもすごく区の勢いというか、意気込みを感じたところであります。

一方、このパブリックコメントを受けて、区としてハートフルプランとか支援計画に盛り込んでいくかというところがちょっと見えなかったなというところがありまして、その辺りをご説明いただきたいと思います。

それを申したもう一つの理由は、先ほど変更点のご説明をいただきましたけれども、どちらかというところと体裁とか追記というところがメインだったように受け止めたからです。回答してくださった方からすると、コメントしたことに対して、最終的にこの支援計画もしくは自分たちが享受するであろう支援の内容にどう反映されているのかというのが非常に興味を、1個1個の回答も大事なのですけれども、どう最終的に支援とか、そこに盛り込んでくださるのだろうというところに多分関心があると思いますので、その辺りの区の見解を教えていただきたいと思いますと思ってご質問いたしました。

最後、実際に回答を書かれた子育て支援課の皆様、すごくご苦労があったと思うのですけれども、実際このパブリックコメントを読んだ感想といいますか印象といいますか、その辺りも受け止めとして教えていただければなと思ひまして、2点ご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：どう答えていいのかというところはあるのですけれども。

我々の思いとしましては、このパブリックコメントの区の見解の最初のところを見ていただければと思うのですけれども、計画全体としての区民の方のご意見があって、区としては、そもそも基本的に子育て支援施策全体に関わる考え方として、子どもの権利の保障と意見共有の機会の確保というのがまず大枠があって、それを支えるべく子育て支援があるのだというふうに、5年前の計画からより子どもに寄った支援を明確に出そうということで、それを気にしつつ様々な事業がこうやってされているというところを少しはお示ししたいなと思っています。これがあまりにも量が多いので、どういうところでとなると、今ご説明したことに尽きるわけですが、そのビジョンとしまして、子育て支援計画の中に、それぞれある計画の基本理念、基本目標、21ページにある部分が我々としては全てかなと思っています。この部分、やはり区民の方々にもし仮に聞かれたときには、この部分は胸を張ってお答えするような区としては事業を取り組んでまいりたいなというところがございますので、よろしくお願いいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。

多岐にわたる内容になっておりまして、短期的に対応が可能なものと、長期的にじっくりと取り組んでいかなければいけないもの、様々なものがあつたかなというふうに思います。特に物理的なスペースに関わるようなところというのは、やはり長期的な検討と取組が必要になるところかと思っていますので、いずれはそういう長期的な視点を持った見通しとか構想などもお示しただけければ、恐らく区民の方はより納得していただけたところはあるのかなということをやっと私自身も感じたところでございました。

子育て支援課長：すみません。ご意見の中で一番多かったのは、子どもの居場

所がないよね、少ないよねというところがとても多くて、区としても限られた土地を使いながら、いかにできるかというところを考えてはいるのですけれども、会長がおっしゃるとおり、長期的な視点で取り組むということ、どこかのタイミングで明確に示しながら所管課と連携して居場所確保ということを考えているところでございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

大坪委員：認可保育園父母連の大坪と申します。

お伺いしたかったのは、区民説明会の参加者の人数が少なかったとおっしゃっていたと思うのですけれども、私も少ないなというふうに感じていて、この2日間開催するために、たくさんの方のご準備だったりとか、いろいろと人手を割いていただいたりとかしていたと思うので、ちょっともったいなかったなと思っています。今後の検討課題ですというふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、今のところで、例えば今後こういうふうにしようと思うとか、何か見えている策があれば教えてください。

子育て支援課長：今、区民参加の在り方なのですけれども、今後若者計画の策定においても、恐らく区民説明会が必要になってきて、果たして若者が会議室に集まって意見を聴くのかということも考えたときに、今の生活スタイルに合った説明会というのが求められていくと思っています。なるべく日曜日の午前中と平日の夜間ということで多くの方々が参加できる環境をつくってはいましたし、また区報やホームページ等でも周知を行いました、結果としてはこのような人数で、5年前もこれより少ない参加者だったということもあります。ですので、今企画政策部門と区民の意見を表明する参画の機会の方針なども考えなければならないということも区としては課題として考えておりまして、今後所管課も協議しながら、今後の計画づくりにおいて、区民説明会をどうやっていくのが一番多くの意見が聴けるかということについては、意を用いてまいりたいというふうに考えてございます。

大坪委員：もしかしたらなのですけれども、これ自体をやらなくてもいいかもしれないとか、多分抜本的に検討される余地があるのかなというふうに思っているのと、あとは説明もライブではなくて、例えば説明動画を撮っておいて好きなときに見られるとか、そういう方向もあるのかなというふうには思いました。引き続きよろしくお願いいたします。

遠藤会長：貴重なアイデアをお寄せいただきまして、ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見、ございましたら、よろしくお願いいたします。

原田委員：子ども・子育て会議区民委員の原田です。本年もよろしくお願いいたします。

2点ほど感想というか、こういうことを考えましたということをお伝えさせていただければと思うのですけれども。パブリックコメントを拝見していて、55番以降の悩み・困難を抱える子どもへの支援というところのページ数

がかなり結構な質問が来られているなということと、ご意見を読ませていただいて、切実に障害をお持ちのお子さんを育てられている方々から沢山コメントが寄せられているなと思いました。

もう一つ、地域福祉推進協議会にも出させていただいているのですが、そちらの会議で資料を見させていただくと、障害児の支援施策での待機が数字として非常に多いのかなと思います。地域福祉推進協議会でも少し発言をさせていただいたのですが、所管が違ったりするのかもしれませんが、連携をして、少子化が進む中においても障害児施策へのニーズは大きいということだと思うので、その部分へ支援もぜひ力を入れていただければありがたいなと思ったというのが一つです。

あと、もう一つが、今回新しくデータを追記いただいた有配偶出生率のところについてなのですが、パブリックコメントでも、121番、36ページで私と同じような疑問を出している方がいらっしゃるのですが、どうしても有配偶出生率という用語を出すということが、結婚をして子どもを産むというある種の固定観念みたいなものを評価しているかのような形に見えるところもあるのかなと思います。その部分について、一定文言などで配慮されたほうがいいのかというふうな印象を受けます。ちょっと具体的にどうするのがいいのかは分からないのですが、提案としては、別に結婚してから産むということを前提としているわけではなくて、現実において日本においては結婚して出産されているという方が多いので、このデータを見ると子どもを産みたいと思っている年齢層の人たちがたくさん産んでいるという実績がありますとか、そういうようなことかなと感じました。うまく簡潔に発言できていないのですが、もう少し説明されておいたほうがよいのではないかなという印象を持ちました。

遠藤会長：何かございますか。

子育て支援課長：ご意見をありがとうございます。

前半の部分については、障害福祉課が今日は欠席ですので、明快な答えが出ませんが、この計画を基に新たに、またこれまで以上に連携を深めていきたいなというところで。来年度は恐らく障害者児計画の調査年に当たってくるかと思うので、これも踏まえて、所管課とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

また有配偶出生率ですが、これも載せた後、やはり委員おっしゃるようなご意見も議員さんからも出ましたし、ほかの方からも少し出ておまして、その部分の丁寧な回答として、これをつくったつもりではいたのですが、ただもう少し足りないというところもあるかなとご意見を伺って思いましたので、もう少しこの部分、改訂できる部分はないか。意図としては子どもを産むことが点々、という意味ではないということを、区として強制的にというのか、そういうニュアンスを込めているわけではありませんので、そこをうまく表現ができないかなということは考えていきたいと思います。

原田委員：おそらく、結婚をする、しないのは個人選択だし、結婚をして子ど

もを産むかどうかということも個人の選択ではあるのだけれども、現実として結婚をされて子どもを産むという選択をされている人における子どもの出生率が高いということだと思うので、そういったことを丁寧に書かれたらいいのではないかと思います。

子育て支援課長：参考にして、修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

数値そのものの押さえ常に必要なものかと思いますが、どういうふうにして理由を説明し発信するかという部分ですね。その辺りについては今後も検討していただければと思うところではあります。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ、河合委員から。どちらでも結構です。

篠原委員：今のお話についてなのですけれども。今、私もふだん会社のほうでどういうパブリケーションをしていくかということを考えていて、その知見なのですけれども、有配偶とか、そういうジェンダー及び結婚しているか、していないかとかが分かりやすい単語のものは統計学的にももちろん使うのですけれども、パブリックするときには使わないことに決めました。こういう単語に関しては、ワードに引っかかる方たちがたくさんいらっしゃるので、そこは分かりやすい見出しとかは考えずに、それでネーミングをしていってはいかがかなとコメントです。

遠藤会長：続けてお願いします。

河合委員：子ども・子育て会議公募区民の河合でございます。

すみません、私からは重箱の隅みたいな話をしてしまうことになり申し訳ないなと思いつつ、いわゆる仕事をたくさんすると、その分突っ込みどころも増えるという程度で捉えていただきたいと思います。

パブリックコメントへの回答に関しまして、全体の分量がすごく多くて、すごく大変なワークだと思いますが、一部に、これで返されたらちょっと嫌だなという書き方になっている部分がありましたので、そこを幾つか指摘させていただきたいと思います。

一番多いのは、59、60、61辺りのページで、「できません」のみの感じが気になっていまして、理由は分かりますけれども、何々してほしい、に対してできません、と返されるだけでは、あれ？と思われそうで。例えば59なら「区では応えられませんが、都のほうと連携してまいります」とか、61についても、「困難ですが、引き続き職員の確保に努めてまいります」とか、何か前向きな姿勢で終わるようにしていただいた方が、このように「できません」という回答だけだと、返された方が逆に、せっかく意見を出したのに、と、もやっとしてしまう可能性があると思いました。同じように46番なども、ゴムチップを止めてくれと言っているのに、ゴムチップを整備してまいりますと書いてあったり、まだ公開されていないと思いますけれども、公開前にこのような反応が起きそうな部分を再度精査していただければありがたいと、

炎上しないのかなというふうに思いました。

あと先ほどICTとかありましたけれども、用語集を場合によっては後ろのほうに何となく難しそうなものはつけていただいてもいいのかなと思いましたが、これも一つ提案をさせていただきます。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。よろしくお願いします。

子育て支援課長：このご意見、全て各所管のほうからの回答を待って載せておりますが、確かにいただいたご意見ですと「できかねます」という表現は、所管課のほうに伝えた上で、この後、複数回の会合を経て世に出て行きますので、そこも踏まえて修正できる部分はしっかりとしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

それではほかにいかがでしょうか。

もしオンラインでご参加の委員の方で、ご質問、ご意見がございましたらお出しただいただければと思いますが。

それではフロアでもう少し何かということがございましたら。

もう1点、よろしくお願いいたします。

河合委員：恐れ入ります。私の知り合いが中央区におりまして、子どもを林間学校ではないのですけれども、区立の島かどこか離れた緑豊かな場所に1学期間転校させたという情報がありまして、本当に中央区という場所ではなくて、その地方の場所を区のものとして運営していて、普通に区立小学校なんですよという話を聞いたことがあります。この都心の真ん中にそのような場所を確保するのはとても難しいことだと思うので、文京区として、そういった提携関係も含めて、どこか離れた緑豊かなところに子どもを行かせられるみたいな、そういうことがあると夢があるかなというふうに思いましたので、追加させていただきます。

遠藤会長：本当に貴重なご意見だと思いますので。なかなかすぐにとすることは難しいかもしれませんが、構想としてそういうことを温めていくということも必要なのではないかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

それではよろしくお願いいたします。

塚本委員：文京区特別支援学級連絡協議会の塚本です。

改めて計画を読ませていただき、本当にこういう形が実現されていたら素晴らしい、キラキラしている、と感じました。

支援が必要なお子さんをお持ちの親御さんたちから、「基本理念などを見て、とても素敵だけれど現実から程遠過ぎて思考停止になってしまった。」「パブリックコメントに書いたとしても、親のわがままと思われてしまうのではないかな。負い目引け目を感じてしまった」のようなお話をいくつか伺うことが

ありました。意見を出したいと思っていたけれど、パブリックコメントの募集期間が年末年始であったことでなかなか慌ただしく、気がついたら期間が終わってしまっていたというお話も何人かからお聞きしました。ただ、それでも、実際出されたパブリックコメントには、先ほど原田委員からもおっしゃっていただきましたが、やはり支援が必要なお子さんの親御さんたちからの切実な声が多数届いていると感じました。ぜひ、計画に反映していただければと思います。

先ほどの53の項目で、「保護者の会については、行政としては支援や紹介することには様々な課題があるため、現在行っておりません」とご返答があるのですが、様々な課題というのは具体的にどのようなものなのでしょう。未就学のお子さんに関しては、過去には教育センター（児童発達支援センター）で父母会があったけれど、コロナの影響でなくなってしまったとのことで、今はそういう会はないと。小学校の支援学級に入ると、当協議会にほぼ入会するため情報を得ることはできるのですが、学びの教室や通常級に通っている場合は、少数派なため他の保護者にはお話ししにくいことも多い、というお声をききます。私が支援学級連絡協議会とは別に関わっている保護者のお茶会でも、やはり特に未就学のお子さんをお持ちの方が、不安感、孤独感にさいなまれており、様子見と言われている方の不安もとても強く、親が安心してお互いに話せる場はとても貴重で心の拠り所だと言っていただきます。保護者の集まりもピア（peer＝同じ境遇にある者、仲間。ピアカウンセリング）だけで行くと問題が起こりやすいので、できれば専門家と手をつないで運営していきたい、というのが私たちの願いなのですが、ただ、区や児童発達支援センターの方にお伺いしても、やはり専門家を送るというのがなかなか難しいという話をされてしまい、さらに今回のこのご返答で、悩ましく思いました。

計画をいろいろと見ていた中で、新しく国で始まった「親子関係形成支援事業（児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な自演を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的）」は、当てはまる事業ではないかと思ったのですが、この事業の取り組みのページでも、やはり対象者が一般の、定型発達のお子さんをお持ちの方のような感じがあります。ペアレントトレーニングも区で行ってくださっているのですが、募集が一般に向けてなので、参加したけれどあまり参考にならなかったという声や、そういう通常の悩みを抱えている親御さんが集まるところに参加するのはちゅうちょしてしまう、悩みも話せないと思うという声を伺います。親たちも困難を抱えていて、正直それが不適切な養育につながってしまう傾向を私も感じていますし、全国的なデータでもやはり支援が必要なお子さんをお持ちの場合、

虐待率が上がることも出ております。他の自治体さんでは、社会福祉協議会主催の親の集まりや、ペアレントメンターなども導入されているようです。

前回高櫻先生がおっしゃってくださったように、「子どもの安心安全を守るためには、まず親の安心安全が必要である」ということを痛感しております。親たちも心が折れながらも頑張って子どもを育てていますので、今回文京区に児童相談所ができるということ、また親子関係形成支援事業が新しく始まるということですので、やはりそのような親の安心安全のためのサポートを、何かしら支援計画に盛り込んでいただけたらと願っております。

申し訳ございません、長くなりました。

遠藤会長：大変貴重なご意見をありがとうございます。きっと各部署の連携の中で実現できることもあろうかと思っておりますので、ぜひご検討いただければと願うところでございます。

それでは、もしほかになれば次の議題のほうに移ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、オンラインのほうから、よろしくお願いいたしますします。

高橋副会長：よろしいですか。

遠藤会長：よろしくお願いいたしますします。

高橋副会長：すみません。聞き逃してしまったのかもしれないのですが、支援計画の14ページと15ページのところの図の関係なのですが、15ページのところに両矢印で相互に関係がありますよというのが示されていて、14ページのところに全体の構造みたいなのを書いてあるのですが、15ページのところの中に、これ、学校教育というのは、どういうふうに考えればいいのかなど。右側のほうから、これだと出てこないのですよね。14ページのところには一番下に学校が入ってきているという立てつけなのですが、これをどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

遠藤会長：よろしくお願いいたしますします。

子育て支援課長：左側のほうは学校等を含む区の機関ということで、区との関係機関ということですので、右側のほうには学校というのは載せていないです。

高橋副会長：分かりました。この左側の下から二つ目のところの学校の要素はここに入り込んでくるということですね。

子育て支援課長：おっしゃるとおりです。

高橋副会長：なるほど、そうか。ちょっと分かりにくい気がして、当然ここ小学校・中学校まで入ってくるわけですね。それが、ぱっと見て、その存在が見えてきにくいかなという、個人的な受けた印象なのですが。

子育て支援課長：確かに縮尺されている部分もありますので。

高橋副会長：ここ、小さく学校と書いてあるところに全てが入っているということなのですね。

子育て支援課長：そうですね。ちょっとこの部分については、副会長がおっしゃることも分かりますので、この部分は少し訂正をさせていただきたいと

思います。

高橋副会長：すみません。ここは普通に幼稚園、小学校、中学校と書いたほうがむしろ分かりやすいかなという。それだけです。すみません、お時間を取らせてしまって。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。私が言うことではないのですが、多分14、15ページは見開きになっていると思います、というご理解でよろしいですか。ですので、下のほうに幼稚園、小学校、中学校のグレーの部分が15ページにも同じく伸びていて、そこが。

遠藤会長：そうですね。はい、分かりました。

高橋副会長：すみません、私はデータで見ているのでうまく見えなかったのかもしれないです。分かりました。

遠藤会長：ありがとうございます。

これを見ていて気がついたのですが、このところに先ほどDXということに関しては「化」をなくしたということがありましたが、上のほうにDX化とそのまま「化」が残っておりますので、見たついでに気がつきましたので。

ありがとうございます。

それでは、次の議題のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

遠藤会長：それでは、二つ目の議題（仮称）こどもの権利に関する条例の制定についてに移ってまいりたいと思います。資料は第2－1号と第2－2号であります。

それでは、（仮称）こどもの権利に関する条例の制定について、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です。今年もよろしくお願いいたします。

資料第2－1号につきましてご説明いたします。今回は大きく3点、一つ目が条例の素案、二つ目がウェブアンケートの結果報告、三つ目が意見聴取と啓発の結果について、ご説明いたします。

まず3ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらが条例の素案となります。ウェブアンケートのご意見等も踏まえまして、9月にお示した骨子を一部修正しております。まずは全体を条文に近い表現に統一しておるところでございます。前文のところはこれからの検討ということになってございます。

骨子から主に変更したところについて4ページをご覧ください。

4ページの4番のところに「こどもの権利」の種類が掲げてございます。こちら、これまで16項目を挙げておりましたが、④番の網かけになっているところですけども「家族や大切な人と一緒に過ごすこと」を追加してございます。こちらウェブアンケートの中で、例えば小学生から、「権利と思うこと

は何かありますか」の質問で、その他の自由意見、自由記述のところで、「家族と一緒にいられる」とか「家族とみんなと一緒に過ごす」ということが権利なのではないかというご意見がございました。これを踏まえまして、今回④番を加えております。先行している区でも、この内容の表現のところは少ないと認識しているところがございます。

続きまして、6ページをご覧ください。13で「安心して相談できる環境づくり」が掲げてございます。こちらの2行目、「安心して相談できる」の前に「ためらわず気軽に」という表現を追加いたしました。こちらでもウェブアンケートの自由記載のところで中高生から、「相談窓口に行くのにも勇気が必要である」とか「相談するほどの悩みなのかと思ってしまって話にくいことがあるかも」などの回答もございました。区では、これまでも各相談窓口で、相談しやすくなるように周知など様々な取組をしておるところではございますが、条文上にも、この「ためらわずに気軽に」ということを明記したところがございます。

続きまして7ページをご覧ください。6ページの最後17番で「こどもの権利に関する施策の推進」という項目がございますが、こちらについて具体的な方向性、方針をお示ししているところです。柱としては4本考えてございまして、一つ目が推進に向けた計画、こどもの権利条例にのっとって進めていく方針について計画に盛り込んでいきたいと考えてございます。今日、この前のところでご審議いただきました、次期子育て支援計画につきましては、令和9年度に中間年度で見直しを行う予定ですので、そのタイミングに合わせて条例の具体的な推進体制につきましても計画に盛り込んでいきたいと考えてございます。

二つ目が推進施策の確認・検証で、条例に基づく施策の推進、その取組状況の確認・検討に関しましては、条例案を今検討しています子ども・子育て会議で引き続き進めていきたいと考えてございます。

三つ目がこどもの権利擁護の取組で、条例をお持ちの各区でも相談窓口を設けてございます。こどもの権利擁護員を置き、相談窓口を開設しています。本区といたしましても、こどもの権利に関して、どんなことでも安心して相談できる窓口の開設を進めていきたいと考えています。

四つ目がこどもの意見を聞き取る取組で、こどもの権利推進リーダーを募集しまして、子ども本人の世代になります中高生の方と一緒に条例の前文を検討していきたいと思っております。今年度から7年度に関しては、条例の案の作成に携わっていただきまして、8年度には制定した条例を今度は啓発をしていくための手法と一緒に検討していければと考えているところでございます。

この①から④に関しましてはさらに具体的なところを引き続き検討していきます。

続きまして、ウェブアンケートの結果の概要になります。こちらは8ページをお開きいただけますでしょうか。

8 ページからが調査結果の速報値、概要書でございます。アンケートは令和6年10月4日から11月10日まで実施しました。小学校1から3年、4から6年、中学校、高校、大人の五つに分けて集計をしております。回収数は8ページの(4)のとおりで、合計で8,712名の方からご回答をいただきました。

9 ページをご覧ください。「こどもの権利を知っていますか」という質問がございまして、こどもの権利の認知度につきましては、小4以降の区分では7割から8割の方が「知っている」でした。また「内容まで知っている」とお答えいただいた方は、それぞれ4分の1程度になってございます。今後もこちらの「内容まで知っている」というのを増やしていくために本質的な理解につながっていくような啓発を行っていく必要があると認識しています。

続きまして16ページまでお進みください。こちらは、まず子ども向けの集計結果になりまして、16ページ、17ページのところは先ほどの条例のところ、でも掲げていました16種類のこども権利について、権利として認識されているかどうかを問うた質問でございます。こちらになりますと、いずれの世代でも6割以上が、それぞれ全ての16個のものを権利と認識しています。特に「命が守られ尊重されること」「安全安心に過ごせること」「健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること」「遊び、学び、休むこと」の4項目は各世代でも上位に入っているところが見えてきました。また逆に特に中高生等をご覧くださいますと顕著なのですが、「繰り返し挑戦できること」とか「仲間をつくり集まること」ということに関しては、ほかに比べると認識は若干低くなったところが見えてまいりました。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。こちらは先ほどの「16種類のうち守られていない権利は何ですか」と質問しました。どの項目も、「守られていない」と答えた方は30%以下となっておりますが、その中でも特に「あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること」「個性が認められ、自分の可能性が大切にされること」「こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと」「自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること」の4項目は、各世代でも高い数値になっているところが見えてきたところです。

続きまして23ページをご覧くださいませうでしょうか。こちらは、大人の集計結果で、先ほどご覧いただいた「こどもの権利として認識されているかどうか」それから「守られていないものは何か」というものの大人向けの集計結果です。こちらでも16種類のこどもの権利の認知度については、いずれも75%を超えています。また「守られていない」と感じるものに関しても、16項目全て30%以下になっています。また項目ごとの多い少ないにつきましては、17ページから19ページの中高生と大分類似した状況確認ができたところです。

今回概要版でございますので、フリー意見やクロス集計は、お示ししていません。こちらに関しましては3月に納品を予定しています結果調査報告書の本編のほうで皆様にご覧いただけます。

アンケートの結果概要については以上です。

次に、意見聴取と啓発活動についてのご説明です。こちらは26ページから個別の活動の実績報告という形で、それぞれ一つ一つ紹介していますので、具体的なところは、後ほどご覧いただければありがたいです。

次に1ページにお戻りいただき、概要の説明をします。1ページの3番のところからご覧いただければと思います。

啓発活動、意見聴取につきましては、文の京こども月間に当たります9月から11月、それから12月にかけて、子ども本人から直接意見を聴く取組や啓発活動を行ってまいりました。3の(1)はb-labでの啓発でして、b-labのクイズサークルの方がつくったクイズで、大会をし、その後、哲学対話という形で掘り下げたお話をしました。

(2)の中学生サミットとの連携につきましては、浦和大学准教授の林大介氏の講演を行い、今後引き続き各中学校の生徒会でこどもの権利について検討し、7月に中学生サミットから提言を受ける予定になっています。

(3)は千石西児童館と本駒込南児童館にて、こどもの権利に関する「すごろく」で楽しみながら理解を深めた上でグループ対話を行ったものです。

(4)は子育てひろば・汐見で保育職員が3歳から6歳の子どもにヒアリングを行いました。

(5)は障害のある子どもへのヒアリングで、礪川小学校の特別支援学級、第一中学校の特別支援学級、放課後等デイサービスのロードでヒアリングを行いました。こちらの37ページ、38ページにシートをつけています。実際はもっと大きなサイズ、A3サイズの形で選択肢を示しながら個別にお話を聞かせていただいたところでございます。

続きまして2ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。2ページの(6)です。こちらは各イベントでの啓発活動でアからエの四つのイベントに参加し、シールアンケートでこどもの権利を知っているかを聞いたり、モヤッと体験のエピソードを見て、その感想からご自分の体験を考えてもらう取組を行いました。

(7)はこどもの権利推進リーダーの取組です。中高生を募集してリーダー会議を開催していくものです。第1回リーダー会議を今週の24日の金曜日の夜間に行う予定です。東洋大学名誉教授の森田明美氏にご講演をいただきます。本日の夕方に締切り、想定を上回る応募をいただきまして、中学生の方12名と高校生の方52名で、合計64名の方からご応募いただきましたので、来ていただく方に、来てよかったと思えるような中身を準備していきたいなと思っています。

次に4番目でございます。4番目は啓発動画でQRコードを載せています。こちら、こどもの権利を分かりやすく解説する子ども向けの動画を作成しています。こちらのQRコードからYouTubeの文京区公式チャンネルにつながりますので、後ほどご覧いただければと思います。6分半程度のもので、クマ先生とウサギさんが対話するような形で説明をしていくようなものになってい

ます。うちの若い職員が一生懸命この動画の編集とか音の関係を調整しておりますので、ぜひご覧いただければありがたいと思います。

最後に5のスケジュールでございます。こちら、別紙2のスケジュールと同じものではございます。併せてご説明しますと、今回お示しした条例素案等につきましては、2月議会の文教委員会で報告いたします。またアンケートの報告書の本編は3月に納品予定でございます。また7年度の5月、6月に2回目のウェブアンケートを予定しておりまして、前回と質問項目をすみ分けしつつ、今回お示しした素案に対するご意見もお寄せいただけるような内容にする予定です。こちらの進め方なのですが、年度がまたいでしまいまして、子ども・子育て会議の開催がないタイミングになってしまいますので、事務局でアンケート案等をつくった段階で、メール等で共有し、ご意見をお寄せいただく形で進めさせていただきたいと思っております。ですので、3月頃にそういった趣旨でご連絡を差し上げられればと思いますのご理解、ご協力をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。ありがとうございます。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

ただいまの富沢子ども施策推進担当課長より、（仮称）こどもの権利に関する条例の制定についてご説明いただきました。

ただいまの内容につきまして、本日ご出席の杉本様、田島様、安藤様、磯崎様からご意見をいただき、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインでご参加の委員の皆様の順番でご発言をお願いできればというふうに思います。

それでは、初めに杉本様、よろしくお願いいたします。

杉本校長：小学校校長会の杉本です。

今、こどもの権利に関する条約を改めて見直して、まず一つ目に子どもたちから広く意見を聴き取っていただく機会を設けてくださったことに、とても感謝申し上げます。

特に私たち小学校は育ち学ぶ施設ということの一つということで、5ページの9番のところですね。8番にも10番にもありますけれども、特に9番のところ、改めてこれを読みまして、責任を感じて、この役割を自覚して実践していかなければいけないということを強く思わされた次第です。先ほどの権利のところにも子どもの意見を踏まえて修正されているということを伺いました。学ぶ施設として子どもの意見を反映する、子どもの参加に努めるということを十分に肝に銘じていきたいと思ったところであります。

そのためにも、やはり「知って、考えて、動いていく」ということが必要ではないかなというふうに思いました。このせっかくできた条例をいかに皆さんが知るか。学校の教育関係者が知るか。また保護者が知るか。そこに大きなところはかかっているのではないかなというふうに思います。先ほど推進体制ということで啓発手法の検討実施というところもありましたけれども、ここをいかに進めるかにこの条例の成功かどうかというのがかかっているの

ではないかというふうに思われました。

あと最後一つですけれども、さっきアンケートの中で「遊び、学び及び休むこと」ということが権利であるというのが非常に高かったというのを伺いました。子どもたちはきっと「遊び、学び」というのは権利だと思っているのです。ここで「休む」というのがセットになってしまっているのです、アンケートには現れていないのですけれども、これもし「休む」というのが単純に一つだけ調べたら、子どもたちは「えっ休むことって権利だったの」みたいなものも、もしかしたらあるのではないかなということで、このこどもの権利の⑤番のところが高かったから、そういう認識でいるのだというのはちょっと簡単にはいかないのかなというのを思わされたところです。

以上です。

遠藤会長：それでは、その次に田島様からご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

田島校長：中学校校長会の代表として来ております第一中学校校長の田島佳子です。よろしくお願いいたします。

33ページ34ページに子どもヒアリング、第一中学校特別支援学級ということで、本校のほうに来ていただいて、本校の特別支援学級、5組と言っていますけれども、そこの子どもたちの意見を聴き取っていただきました。この質問のシートですけれども、これもやっぱり線を入れたほうが見やすいのではないかと、こういう質問の仕方のほうが子どもたちは答えやすいのではないかと、かなりうちの学級の担任と区の方がやり取りをしていただいて、よりよいものにさせていただきました。その様子を私は間近で見えていましたので、本当に丁寧にやってくださったなというふうに思って感謝しております。

実際にこのアンケートを取るときにも来ていただきました。それで、そのアンケートだけでいいのではないかと思ったら、こどもの権利に関する授業を5組の担任がすることになったのです。そしたら、それを初めから見たいということで、その時間、全部来ていただきまして、子どもたちの様子、それから先生たちがどんなふうに説明をして、パワーポイントをつくって説明をしていましたけれども、それも見ていただきました。34ページの一番下に写真が載っていますけれども、これが実際そのとき、うちの担任がやった授業です。授業をしてからアンケートを取っていただきました。

こういうふうに、やっぱりただアンケートを配って取るのではなくて、実際場で子どもと教員の距離感とか様子とかを見ていただきました。帰るときに、子どもの様子が実際に見られてとてもよかったですというふうにお帰りになったときのその表情が、やっぱり子どもを大事にしている方々がこういう区の中にいらっしゃって、そして、そういう部署でこういう仕事をしてくださっているのだなということで、大変ありがたく思いました。

それから、ちょっと全然関係ないのですが、子どもを取り巻くということで、私中学校でするので、今の状況というか情報提供だけさせていただければ

と思います。

まず進路の関係です。東京都の各地区の、600校以上中学校があるのですけれども、その各地区の代表校長が月に1回ぐらい集まるのですけれども、うちの学校で集まっていたいて、そこで実は都立高校の情報があります。どういうことかといいますと、私立高校に行くお子さんに関してある程度援助。そうなってくると、やっぱり私立に行くお子さんが増えるだろうというふうに予想されていました。実際に増えました、3,700人ぐらい。私立のほうに都立から流れているというような形になっています。都立がそのぐらい減って、私立が増えているという状況です。実はこれ30年ぐらい前に同じ状況がございました。そのときは都立離れです。それで平成6年にそれが起きました。71%、都立に行く子たちが。そのときに4年後ぐらいに都立の大編成が起きたのです。統廃合が起きて、いろんなチャレンジスクール、何とかスクール、重点校というのができました。都立の人气がまた上がってきました。また、ここに来て、実は70%を切りました。かなり低い。今東京都内大騒ぎになっております。ということは、あと4年ぐらいたったときに、もしかしたらまた都立高校の再編成が起きるかもしれないという、うわさです。今そんなようなことになっているということを、情報提供として言わせていただければと思って発言させていただきました。

先ほど、先に言いましたけれども、本当にこれを一生懸命つくってくださっている方の子どもへの思いというのは、私は本当に近くで見えて、そう思いました。今後ともよりよくなっていくことを願っております。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、次に安藤様からご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

安藤弁護士：よろしくお願いいたします。弁護士の安藤です。

まずこどもの権利推進リーダー、すごく応募があったということで私もびっくりしておりますけれども、非常にいろんな議論ができていいのかなと思っています。これ、傍聴とかできるのですか、あまりしないほうがいいかな。

子ども施策推進担当課長：子どもたちには自由に発言していただきたいので、傍聴は考えていません。

安藤弁護士：そうですよね。すみません、本当に非常に興味がある会議になるのかなというふうに思っております。

あと、先ほど田島先生がおっしゃっていただいたように、学校の先生自らがこういうふうにこどもの権利の授業をされるということ。その後に子どもたちにどういう権利なのかというアンケートを取られて、非常にいい試みだと思います。先生方には本当ご負担かもしれませんが。そういった意味で、もちろん子ども本人に対して、このこどもの権利というものの啓発活動というのは推進すべきことかもしれませんが、それはやはり一番子どもと身近に接しられている小学校、中学校、高校の先生方に対しても、こどもの権利の啓発とかを実施されたら一番よろしいのではないかなと思います。

す。

あと、条文も素案ということで、あまり細かいことも、これから決まっていくなことだと思いますけれども、ちょっと多いかなという気が私自身はしておりまして、グルーピングを適切にさせていただいて項目を立てていただければ整理もしやすくなってくるのかなというふうに思っておりますので、引き続き進捗を見守っていきたいというふうに思っております。

以上となっています。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは磯崎様のほうより、ご意見を頂戴できればと思います。

磯崎弁護士：弁護士の磯崎です。よろしくお願いいたします。

先ほど安藤委員がおっしゃったことに尽きるというか全く同じなので、特に私から追加して申し上げることはございません。

遠藤会長：どうもありがとうございます。

一旦ここで、もし富沢課長より何かご回答がありましたら、よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：4番の項目がもともと16あって、今回1個足したので、多くなっています。こちら最初つくるときは、いわゆるユニセフ等でも出している条約のほうで四つの権利という考え方です。生きる、育つ、守られる、参加するの4つです。それをイメージしながら項目を挙げていったのですけれども、複数にまたがるものもあったりして明確に分けにくいところもあり、内容が近い順番を意識してつくっていますが、これをさらにまとめるとなると、少し時間をかけていく必要があります。引き続き検討させていただきます。

あと、先ほど一中の特別支援学級でのお話が出ましたが、ほかの施設につきましても、非常にご協力をいただきました。改めてご協力いただいた方への感謝を、この場で申し上げさせていただきます。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、まず会場にいらっしゃる委員の皆様から、ご質問、ご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。

一つ一つ活動を積み上げられて、これからもどんどんこの活動というか状況が区内に広まっていくことを願いつつ、一つ質問なのですが、いわゆる啓発活動とか広報活動はリーチをどれくらいで想定されているか、どのくらいの人数に届けていくかというのが、多分最終的な目標になると思うのですけれども、今のところだと、活動状況としては20人が対象。区内のメンバーとして14歳以下の生産年齢人口が2万4,000人いるということなのですけれども、最終的にこの啓発活動について、何人くらいの方に直接的な活動をされることを想定しているのかという点の確認です。私のほうで前に聞いて、間違

えていたのかもしれないですけども、小学校か中学校を全部回って授業をしますみたいなことを、おっしゃっていたような記憶がおぼろげにあるので、全員に授業して回るのかな、私の知り合いのところにも行くのかなとか思っていたのですけれども、そうではなくて、今のところは割とこじんまりと、しっかりと掘り下げながらやられているということは評価するのですけれども、人数的なものとしての活動計画がどうなっているか確認をさせていただければと思いました。

子ども施策推進担当課長：まず今年度に関しては、初めての取組であり、行けるところから行ってきたというものです。前のお話で、もしかしたら誤解を招いてしまったようですが、何年かかけて幾つか回っていくということはできるという話を差し上げ、たくさんの方のところを回りたいという趣旨でした。全部回りますといきなり宣言するのはなかなか難しいところです。

また、ヒアリングだけでなく、お祭りとかイベントとかに顔を出して周知していくやり方でも、アプローチする対象とかやり方も大分変わるのかなと思うので、それぞれのよさを生かしながら進めていきたいと思います。

啓発等については、数値目標を掲げるのは正直難しいと考えます。条例は難しく捉えられがちなので、こどもの権利を自分事として捉えていただくため身近なところで様々な啓発活動をやっていく考えです。

我々としてもマンパワーなど資源の限界というのもあり、継続的に一度にたくさんより長い息でやっていくことが必要だと考えます。また、今回取り組むこどもの権利推進リーダーもそうなのですが、我々と関わっていただいた方がまた次の方に広めていただけるという効果もあろうかと思うので、そのような形で幅広く広がっていくことも想定して進めてまいります。ご理解をよろしくお願いいたします。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

五十嵐委員：小学校PTA連合会の明化小学校の五十嵐です。

とても丁寧にお子様からの声をアンケートを取っていらっしゃるなど思っていて、私も子ども3人育てているのですけれども、小学生の子どもは、もうこれ学校でやったよと、エルゲートでアンケートに答えたよというふうに教えてくれていて、そうやって学校単位でも連絡が行く。家庭にはがきが来るだけだと見逃してしまいそうなところも、ちゃんと学校経由で丁寧に拾ってくださっているという、声がちゃんと届く用意工夫してくださっているなと思いました。

最近では多分恐らく私の学校だけではなく、ほかの学校もだと思うのですけれども、ホーム&スクールを区内で導入されていて、家庭教育講座とかも各小学校からではなく、家庭教育講座、大本からホーム&スクールは流れてくるようになっています。つい最近では文京区内の警察署からのお知らせということで、そういった自治体の通知も含めて、私たちのほうで、母親、父親、保護者が特別に何か登録を追加するわけではなく、小学校に登録してい

る保護者であれば届くように、都内での特殊詐欺被害が発生しています。気をつけてくださいみたいなことも流れています。こういったことをうまく利用しまして、こういったこどもの権利条約、小学生の親とか、そういうホーム&スクールのアプリを入れていらっしゃる人へ、こういう素案ができましたとか、この条例が始まりますとか、そういったことを通知することはできるのではないかなと思いました。子どもが、全部PDFとかになっていると子どもの目を通らずに親だけに来るとか。あと紙だと、子どもを経由して子どもも見るができるとか。学校で行われているものは子どもしか見ないで親には家庭の中には届かないとか。いろいろ紙やデジタルや物によっていろいろ届く、届かないがあると思うのです。なので、こういった、子どもに向けても、そういうエルゲートとかで届く、小学校でやる。それから、保護者に向けても直接届くよううまく工夫をしていくことができるのではないかなと思いました。よろしくお願いします。

遠藤会長：貴重なアイデア、ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

よろしくお願いします。

秋山委員：子ども・子育て会議区民委員の秋山です。よろしくお願いします。

最初余談からですが、年末ぐらいから結構、私、1歳の子どもがいて子育て広場とか児童館とか行きます。結構大きくチラシでこども条例の案内を見かけるようになったので、周知されるといいなと思っている次第です。

質問というか要望で、今後お子さんとかのいろいろなアンケートを取られる中で、こういった観点が取れると、より深掘りできるかなと思ったところが2点あるので、それを申し上げます。

一つは大人のアンケートのところの結果、21ページに「子どもの話を聞いているか」というのがあるのですが、この子どもから見た親が自分の話を聞いているのかというところのアンケートが取れると、そのギャップを、条例とか、もしかしたら、話題がそれですけれども、子育て支援計画とか、その辺りにも盛り込める、もしかしたらエッセンスがあるのではないかなと思いましたので、そういった点が取れるといいなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。

もう一つは、27とか28ページにある児童館のヒアリングで、特に質問の3です。大切にされていると感じていますかのところで、物をもらったというコメントが結構多いなという印象が受けました。これ、本当に物をもらったからそう思っているのか。その背景ですね。例えば物をもらったときに褒めてもらったとか。もしそういった深掘りすると、私とか仕事上なぜなぜ分析とかよくやりますけれども、そういった深掘りをした結果、物をもらうときに褒めてもらっているいろいろな言われたことがうれしいのか。単純に物をもらって、それが大切、その辺が分かってくると、またそのエッセンスも、条例とか、そういうところに生かせるのではないかと。あと居場所についても、なぜその場所が安心して過ごせるのかみたいなのところを、子どもさんなので、

なかなかそういった理由を聞くのも難しいと思うのですが、この辺り小学校の先生とか小児心理に詳しい方とかの専門的な方のご意見も伺いながら、その辺が深掘りできると、この辺りのエッセンスがもうちょっと分かるのかなと思いましたので、コメントさせていただいた次第です。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。今後ぜひ生かしていただければと思います。

それでは、オンラインでご参加の委員も含めまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、この議題に関してはよろしいでしょうか。

遠藤会長：それでは、三つ目の議題、若者支援に関する取組状況についてに移ってまいりたいと思います。

若者支援に関する取組としては、現在実態調査が行われているところでございますが、今後の予定を含めまして状況の報告をしていただきたいと思います。資料は第3号となります。篠原子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：それでは資料第3号、若者支援に関する取組状況についてをご覧ください。

今現在、若者の生活に関する実態調査を行っている最中でございますので、特段更新はないのですが、改めての検討経過を1番のほうに記載してございます。

今現在行っています子ども・子育て会議に加えて、地域福祉推進協議会の子ども・若者部会という名称を変えまして、検討体制を今構築しております。それに当たりまして、茗荷谷クラブの方々や青少年委員の方々にもご参画をいただいて、来年度以降より深い検討をしてまいりたいという予定でございます。また、今年の1月から区内7万人を超える方々、全数への調査の案内を行いまして、「若者の生活と意識に関する調査」を2月まで実施してございます。2番目の調査概要についてはこちらにお示しのとおりで、2月19日までの調査予定でございます。

今後の予定については、こちらにございますとおり、3月末まで調査の集計を行いまして、4月以降調査結果を基に若者計画の検討を1年間かけて、この部会等を経ながら行っていく予定でございます。なお、これはあまりアピールするところでもないのですが、今回の若者の方々に、より知らしめるということで区報やSNSも使って周知しています。恐らく文京区で初めてYouTubeを使ったターゲット配信を行っております。文京区にお住まいの、Googleの統計上44歳という中途半端な年齢設定になってしまうのですが、44歳までの方々に対して動画が流れるようになっておりまして、お手元にカラーのチラシがあるかと思うのですが、ここに動画のリンクも貼っておりますので、どうぞご覧になっていただければと思います。YouTubeの検索画面で「文京区若者」と検索すると、その動画が約1分ちょっとですが、出るようになっておりますので、お時間があるときにご覧いただければと思い

ます。こどもの権利とまたちょっと違ったテイストのポップな動画が流れるようになっておりますので、ご覧いただければと思います。

今調査が1月16日から始まっているのですけれども、現在までに回答が2,927件で、回収率は4.1%なのですけれども、母数が多い分、件数も多く出ていますが、回収率としては4.1%ほど。なるべく10%に近い数字までできればいいなというふうに考えてございます。

報告については以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。今、篠原子育て支援課長より、子ども・若者支援について、ご説明をいただきました。

ただいまの内容につきまして、ご意見を頂戴できればと思います。

初めに、本日ご出席いただいております、青少年健康センター茗荷谷クラブ、井利様より、若者当事者に意見を聴く際のポイントや留意点などにつきましてご意見をいただき、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインご出席の委員の皆様の順番でご発言をいただきたいと思います。

それでは、最初に井利様のほうからご意見等を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

井利様：ありがとうございます。青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。よろしくお願いいたします。

私たちは文京区ひきこもり支援センターというところと協同という形で委託を受けておりまして、ひきこもりの方の主な相談と、それから居場所と、それから社会参加準備支援をやっております。2020年からは義務教育の終わった方から39歳までだったのを、全年齢を取っ払ってというところで、今、非常に困難を極めているのがいわゆる8050問題といって、80の親御さんの元にいる50のひきこもりの方という形で、かなり年齢幅を広げている分、かなり支援が難しくなっているかなというのが現状かなと思います。

私のほうからは、まず8050は置いておいて、若者の現状についてのお話と、それから先ほど言っておりました、当事者からどうやって意見を聴くかとか、どうやって声を拾うかといったことについての考えを少しお話しさせていただければと思います。

まず若者の現状についてなのですけれども、皆さんご存じかと思いますが、15歳から39歳のひきこもりの若者54万1,000人という形になっております。15歳から64歳までを入れると、全体で2023年3月に出た統計では146万人。実に50人に1人がひきこもりの状態にあるという状態で、これは64歳までではありますけれども、非常に社会全体が孤独、それから孤立といった問題を抱えているなということが明らかになってきているかなというふうに思います。そして、不登校の数が34万6,000人です。小・中・高です。高校の不登校生徒は6万9,000人という形で、非常に不登校問題も大きな問題になっております。それからいじめの認知件数に関しては73万3,000件、うち重大事態の発生件数が1,306件と、それぞれ過去最多を更新しているというところで、若者を取り巻く現状はどんどん悪化しているというふうに言わざるを得ない

かなと思います。

問題は自殺者なのです。自殺者に関しても、女性と若者の自殺者数の増加といったものが非常に問題になっておりまして、こういった自殺者、なぜかというところで、恐らくは経済的苦境よりも孤立感といったもの、あるいは孤独感の悪化が自殺念慮、自殺したいな死にたいなという気持ちに大きな影響を与えているというふうに言われております。それから、2022年の日本財団第5回自殺意識調査によって、こちらはインターネットの調査でありますので、多少バイアスがかかるかもしれませんが、希死念慮という言い方をするのですけれども、死にたいと思っているという方の思った、非常に強く思ったということで、そちらの経験ありという方が44.8%。15歳から29歳、約2人に1人の人が死にたいと思ったことがあるということです。5人に1人の方は自殺未遂とか自殺準備の経験があるということで、非常に希死念慮の経験者ということが多くて、しかもその4割は実際に自殺未遂の経験を持つという統計も出ているという具合で、多分私たちが、私はかなり60代以上ですけれども、私たちが思っている以上に今の若者たちというのは非常に苦境にさらされているということをもっと認識しなければいけないし、そういったことが意外と子どもは割と見えるのですけれども、見えにくくなっているなという現状かと思います。そして、そういう現状を通して、そういった希死念慮とかを持ったときに相談するという中で約6割ですか、6割の方は誰にも相談せずというところで、しかも相談するとしても、公的機関よりもSNSで初めて知り合った人のほうが上位になっているという結果が出ているというふうに聞いております。

この希死念慮については、いわゆる小児期の逆境的な経験のある人のほうが非常に希死念慮を持つ傾向が強いということで、逆境的経験というのは、不登校だったり、いじめだったり、虐待だったりとか、そういったことなのですけれども、そういった経験が一つでもある人は7割が希死念慮を経験すると。要するに小さい頃のこういった経験が、本当にずっとずっと後遺症のように残ってしまうというところで、前回も申し上げたと思うのですけれども、こういった子育てとか、それからこどもの権利といったことをきちっと、それは連綿なく続いている問題であって、小さい頃から引きずっている問題が非常に多くて、家庭の問題も含めて。そういったところを切れ目なく支援していくということがいかに大切かということかなというふうに思います。

こういったように孤独、孤立の問題が非常に大きいかなというふうに思っておりまして、先ほども聞いておりましたところ、青少年の健全育成と実際の活動支援ということで、中高生の居場所の確保というところで、今年度事業がいろいろ活発になってくるのかなと非常に期待できるかなというふうに思っております。

ただ、いわゆる声を上げにくい若者たちといった方たちの声をどうやって拾うかということが問題かなというふうに思っていて、3割強の方は10代のうちにひきこもり状態になっておりますという現実。それから30代でひきこ

もり始めた若者も23.7%という形になっております。人と関わることへの不安を共に持っているというふうに答えた不登校の方が95%。それからひきこもりの方は91%。ニートと言われている方は80%というふうに言われております。こういうふうに困難を抱えた若者がたくさんいるのだなということと同時に、一般の方たちというか、いわゆるそんなに困難ではないという、私の印象ではかなり二層化している雰囲気はあるのですけれども。

令和6年に東京都が行いましたひきこもりへの認識に関する世論調査によりますと、「ひきこもりは誰にでも起こり得る」というふうに回答した人が72%でトップだったと。そして「ストレスから身を守っているのだよね」という回答が41%。「他人事ではない」40%と続いてきます。それから「社会との関わりを避けて家や自室に籠もる人の気持ちが分かる」という若者たちが61%が「分かる」、「分からない」と答えた方は38%だった。それから「自身がひきこもりになったときにどこに相談するか」と、その相談先としては「家族」が49%でトップということになっています。これはどういうふうに取りかという問題もありますけれども、いかに家族に物すごく負担が行っているかということだと思うのです。引きこもった子どもを抱えている、不登校のお子さんを抱えている家族が物すごく負担を感じて、本当に大変な思いをしながら日々送っているのかなというふうに思います。

それでは、次の若者当事者から意見を聴く際のポイントと留意点というご質問を受けておりますので、そちらについて少しお話しできればと思うのですけれども、まず難しいですよ。というのは出てこれない方たちがすごく多いということなので、でも、いろいろな就労なのか、それともヤングケアラーの問題もあると思いますし、課題に応じて様々な支援団体というのがあると思うので、そういったところの運営する場所にやっぱり出向いてヒアリングをするということが大切かなというふうに思います。今回のこどもの権利でもヒアリングをたくさんやっておりますが、やっぱりこちらが出向いて行くということです。困難を抱えている若者たちが集まっているところに自分たちで出向いて行くことが重要かなというふうに思います。そうでないと声を拾うことは非常に難しいです。若者と信頼関係ができていない支援団体と連携しながらやっていくという、今は体制はできていないですし、これからののだと思いますけれども、非常に大変ですけれども、そういった体制をつくっていく必要があるというところで、出向いて行くときには、区の職員の方にちゃんと同席していただいて、自分たちに声を聴かせてくれといった形での同席をしていただいて、雑談を通じながら不満や悩みを伺いながら、そして、では区としてはどういうふうにすればいいかねとか、行政には何を求めるかねということをお願いいただければというふうに思います。

ただ支援団体にアクセスできない若者という者もたくさんいらっしゃるの、オンラインという方法もあるかと思います。ただオンラインという方法も取らざるを得ない部分はあるかと思うのですけれども、広く聴けばいいのかという問題もあります。個々が非常に百人百様で、いろんな思いを抱えて

いるので、もっと狭く深く拾っていく方法もあるのではないのかな。どういうふうなことを考えているのかなとか、どういった人生をこれまで送ってきたのかなとか、どういったことがすごく困難でつらいのかなといったようなことを聴いていくという深く掘り下げていく方法もあるのかなというふうに思います。これはよくアンケートとかで数字が出てきて、その数字でもってこうだああだという方法も、もちろん大切だとは思いますが、そういったところからは本当になかなか伝わってくるものがないですね。彼らの言葉一つ一つ、たったの一事例だったり二事例だったり十事例ぐらいだったかもしれないですけども、そういった言葉のほうがうんと重みがあるかなというふうに思っていて、その独自の方のそういった気持ちとか、そういったものを聴けるということも重要なのではないかなというふうに思います。

あとは声を聴くためのスキルといったものは、やっぱり必要かなというふうに思って、ただ本当にただ話を聴ける人といった方がいらっしゃるといいかなと思っているのですけれども。この間、茗荷谷クラブのほうに都のほうから依頼がありまして、これから居場所をつくりたいという行政の方とかが来るので見学させてくれないかとか、あるいはクラブの利用者さんにいろいろインタビューをしたいのだけれどもというようなことがありまして、ではお引受けいたしますという形で引受けをさせていただいたときに、見学とかをしてもらって、茗荷谷クラブはこういう場所ですよという説明をした後で、何々区か忘れましたが、区の方が質問をなさったのです。「将来どうなりたいですか」という質問だったのです。これは本当に驚きました。将来どうなりたいかが、そんな質問に答えられれば、こんなところに来ていないですよ。そういうことに応えられなくて、すごく悩んでいて、今その心の土台をつくって、何とか社会に出て行きたいと思っている人に対して、将来どういうふうになりたいですか。この質問を受けたときは啞然としまして、やっぱりこういう、多分彼らは傷つくかなと思ったし、非常にびっくりしたと思うので。そういったことがないようにということはそのときに強く思ったので、一言お話しさせていただきました。

あとインタビューをした場合には、必ずフィードバックが欲しいかなと思います。こういったことをいって、本当にパブリックコメントに対して物すごく丁寧に答えていてすごいなと思って、こういう形でのきちっとしたコメントなりフィードバックがあるということで、彼らが自分の話をちゃんと聞いてくれる人がいる、自分の意見がどこかに反映されるかもしれないといったような思いを持てるのかなというふうに思います。

それから、これはどうなのか分からないのですけれども、交通費ぐらいの謝礼は必要かなというふうに、現実的なところではそんなことを考えたりしています。まだ今の状態からどういうことができるのかということも、私もちょっとよく分かっていない状態ですが、一意見として聞いていただければと思います。

以上になります。ありがとうございました。

遠藤会長：現在の若者の現状について貴重な情報をお寄せいただくと同時に、意見聴取のための具体的な方法、アプローチの仕方ということについても様々なアイデアを今頂戴したということだと思いますけれども、何かこれに関しまして、まず区側のほうから何かございますでしょうか。

子育て支援課長：貴重なご意見、ありがとうございます。様々な示唆に富んだやり方で、例えばオンラインを使ったことだとか、実地に赴いて行くというところも、区としては意識しておりますけれども、その聴き方一つで、かなり受け取り方も違うということ。区の職員、行政職員でするので、できることには限りがありますが、せめてしっかりと現状を理解した上で聴くということに重きを置いて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。また調査結果が出ましたら、ぜひ今度ご見解をお聞かせいただければと思っています。ありがとうございます。

井利様：ありがとうございます。今回の7万人へ配布の調査結果、いろいろなところでいろいろなアンケートを取っておりますけれども、非常に文京区どんな感じになっているのか、楽しみに思っています。アンケートを通じてどういったところに、どういう若者が何を考えているのか、引きこもっている困難を抱えている若者たちはどういう気持ちなのか、そういったところと一緒に学びながらやれればと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、フロアにいらっしゃる委員の方から、もしご質問、ご意見がございましたら、お出しいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

原田委員：区民委員の原田です。

今回の若者調査に関して短期間で色々調整をされて、私もプレテストをやってみましたけれども様々に工夫されていて、本当に職員の方々は大変だったろうなと思います。私にも、まだ自宅ポストでは見ていないのですが、届くはずなので、回答率に微力ながら貢献させていただければというふうに思っているところです。

今回は、実際調査をした後のことをぜひ考えたらいいかなと思って、この会議も少し次回まで期間が空くので発言をさせていただければと思うのですが、調査結果を踏まえて様々な課題が見えてきたときに、文京区としてどういったことをやっていくべきなのかということは、いろいろ考えていく必要があるのかなと思います。というのは、多分ひきこもりの関係とか、働いていないところの支援だとか、そういったところというのは、例えば厚生労働省のほうでもわかものハローワークをやっていたりとか、サポステがあったりだとか、そういうようなこともされているかなと思います。あとは女性に限ってですけれども、若年女性の支援みたいなことをされているような団体、NP0さんとかもあるのかなというふうに思います。そういった、東京において別に文京区の人が、その文京区を越えて移動しないということでは

ないかなと思いますので、23区でほかに資源があるようなものとか、されているようなものというのは、そういったところをお願いをしたりとかしながら文京区独自で課題を見つけて、こういったことに取り組むべきではないかとか、こういったところに政策的な隙間があるから対応すべきではないかということが何か見つかり、とても有益な、せっかく計画もつくるし、文京区として取り組む意義がある施策につながっていくのかなと思います。

そういった観点からも、私、ご提案というわけではないのですが、区外も含めて似たようないろいろ、わかものハローワークもそうですし、サポステもそうですけれども、されているようなところでお話を伺っていただいて、基礎自治体にやってもらったら助かるなど思っているようなこととかを、そういったような他の行政機関などからの声も聴いていただくと、とてもよいのかなというふうに、調査結果も踏まえて基礎自治体の意義みたいなことを考えていければいいのかなというふうに思っているところです。

すみません、感想というか提案みたいなことで恐縮ですが、以上です。

遠藤会長：ご提案ありがとうございます。

調査が今進行中ということで、結果が得られていない段階ですが、結果が得られて、さらに議論を深めていきたいというふうには思うところでございますが、どうしてもということがございましたら、ご意見、ご質問等、オンラインでご参加の委員の方も含めて頂戴できればと思いますが、いかがでございでしょうか。

大分時間が予定の時間に近づいてきておりますが。はい。

篠原委員：すみません、一個だけ。

今4%だったと思うのですが、既にある程度、年齢別にどこがなかなか集まりづらいとかというのがあったら、どういうふうに施策を打っていくのかでパーセンテージが上がる、上がらないが見えるところかなと思うので、ぜひご検討いただけたらというところと。もしかして30歳ぐらいの若くなくなってきた自覚がある人は、この封筒を受け取って、若者…。

遠藤会長：そうですね。確かにそれはありますね。

篠原委員：というところがあるかもしれないので、私も自分で受け取って開けるのを優先しないなという気持ちがありまして、なので、もしかしたらそういう層、40歳に近いといいますか、上限に近い10歳、5歳とかというところを目がけて何か追加を打ってもいいのかなと思った次第です。

以上です。子ども・子育て会議区民委員の篠原でした。

遠藤会長：若者という言葉の主観的な受取りには、非常に幅があるところだと思いますので、ぜひそういったところにも配慮をしていただければと願うところでございます。

ということで、予定の時刻を大分過ぎてきておりますので、それでは、この議題に関してはよろしいでしょうか。

それでは、本日議題として予定していたものにつきましては全て終了いたしました。

最後に今後の予定などにつきまして、事務局のほうからご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：本日も活発なご議論を誠にありがとうございました。

令和6年度に予定しておりました子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会は本日が最後でございます。今年度の初めから審議をいただいた子育て支援計画については、今後庁内会議や議会報告を行い完成となります。

ここで、閉会に当たりまして、文京区の幹事を代表し、子ども家庭部長の多田よりご挨拶を申し上げます。

子ども家庭部長：子ども家庭部長の多田でございます。本日は6年度の最後の会議ということで、幹事を代表してご挨拶をさせていただきます。

この間、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、様々な角度から大変貴重なご意見を賜りました。まずはこのことにつきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

さて、委員の皆様にお取組いただいた点につきまして、今年度を振り返りますと、主なところで三つの事業について、ご検討いただきました。本日の議題、そのままになってしまうのですが、1点目は5年ぶりの改定となった子育て支援計画の策定になります。本日の議題にもありましてとおり、委員の皆様からのご意見、その後のパブリックコメント、説明会を経まして、最終案にこぎ着けることができました。

次に、こどもの権利に関する条例についての検討です。こちらにつきましては、来年度もこどもの権利推進リーダーなど、引き続き子ども本人からの意見をしっかりと聴きながら条例策定作業を進めていきたいと考えております。

最後に、年度途中で策定することが決まりました若者計画でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどもありましたけれども、先週の15日に「若者の生活と意識に関する調査」について、文書を発送したばかりでありますけれども、ただいまの議論にもありましたけれども、調査結果を基に来年度は計画策定の作業に入ります。何分にも初めての計画でありますので、委員の皆様からの幅広い視点でのご意見を頂戴できればと思っております。

さて、本年4月からは区の児童相談所がいよいよ開設されます。職員一同改めて気持ちを引き締めて取り組んでいきたいと思っております。また、今後の我が国のこども政策につきましては、引き続きこども家庭庁を主軸とした短期的かつ中長期的な活発な動きが予想されるところであります。本区としても、そうした動向を注視しながら本区における子どもたちや子育ての状況をしっかりと捉え、また子ども・子育て会議をはじめ様々な議論を重ねながら文京区ならではの政策を一層推進し、文京区の子どもの最善の利益を守っていく所存です。

最後になりますが、委員の皆様のますますのご活躍、ご健康を祈念いたし

まして、私からのご挨拶とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。そして、来年度もよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：委員の皆様、これまで誠にありがとうございました。

今後の予定ですけれども、今後、子育て支援計画については冊子を作成し終えた後、3月末に納品の予定でございます。納品されました折には皆様方にもお送りさせていただきますので、ぜひご覧いただければと思います。

また、今後、来年度についてでございますが、子育て支援計画の内容の進行管理が来年度でございます。また、こどもの権利に関する条例の制定の引き続きの検討、また若者支援に係る計画の策定をまた1年間かけて主な議題として取り上げてまいります。引き続き次年度もよろしくお願いいたします。

事務局から以上でございますが、最後にこの重責を本当に長期間担っていただきました遠藤会長より、ぜひお言葉をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：今年度は5回にわたりまして、毎回本当に活発なご議論いただきまして誠にありがとうございました。それぞれのお立場、そしてまたご専門の観点から貴重なご意見を頂戴して、私自身本当に勉強させていただきました。文京区に関しましては、本当に言ってみれば、子どもたちのことを考える、さらには若者を考える、まさに前向きな形で事を進めていくというような、そういう力というのがやはり区そのものに備わっているような気がいたします。そしてまた、いただいたご意見というのを、それをしっかりと具体的な政策につなげていこうとされている区の職員の皆様のご尽力もひしひしとずっと感じてきたところでございます。

今年度いただいた様々なご意見、まだまだ未対応のところもあるかと思いますが、来年度にそれをまた持ち越しまして、さらに子ども、そしてまた若者の未来というところにつながる仕事をしっかりしていければなというふうに考えているところでございます。5回にわたりまして、本当にいろんなことを教えていただきましたことを心より御礼を申し上げますと同時にまた来年度の引き続きいろいろと活発にご議論いただければというふうに切に願うところでございます。本当にどうもありがとうございました。

子育て支援課長：遠藤会長、ありがとうございました。

これをもちまして、本年度の文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

以上